

三ノ一三ノ一、殊蒙天恩准捷先例賜任官功遂当寺礼堂軒廊等造

宮状

出典 弥勒如来感応抄 東大寺所藏宗性自筆原本

解説

貞慶が入山した当時、大治五年（一二石年）に焼失した礼堂にかわり、ささやかな草堂があつて礼堂として使用されていたが、弥勒像が世の信仰を集め、参拝客が多くなつてくるにつれて、礼堂の狭さが問題となつてきた。

貞慶はそのために礼堂の改築、弥勒像前の整備を決定したが、その造営をスムーズに行うために、官に天仁年中の修造の例にならつて位記、任官を申請するもの。平安時代には造寺などの支出の際、私費を朝廷に献じて官を申請することが行われていた。平安時代に良く行われていた売官の制度に則つたものである。

原文

笠置寺住僧等誠惶誠恐謹言

請被殊蒙天恩准捷先例賜任官功遂当寺礼堂軒廊等造

宮状

副進

天仁年中宣旨等案三通

右謹検案内当寺者天智天王之御宇第三皇子所草創也石像之縁起拳世所知焉巖洞之勝絶臨地可觀矣彼良弁僧正栖息之後実忠和尚紹隆以来或降龍王於眼前永開峽水之要路或運神足於雲上自伝内院之勝燭事之奇異跡絶常篇因茲万寿則関白左大臣殊凝渴仰安元亦 禅定大上皇恭催臨幸君臣崇重古今如斯爰对彼五丈之石像雖有数間之礼堂高低遠近旁不造化巡礼之客遺恨端多今当修復之期愁企新造之儀聊移彼基趾剩上其軒宇土木大功経営幾許雖悦志之欲満猶歎力之不堪但以任官叙位之成功経神社仏事之用途者皆是累代之流例也就中去天仁年中山僧永真経営礼堂之日雖儲材木頗泥雜事之間忝賜 宣旨早終大功其例不求外既在于此事須守旧慣申請位記之処 世推遷榮爵漸軽若不頭要之官者恐無懇望之仁聞歎望請 天恩准握先例賜任官之功遂礼堂軒廊等造者朝暮殷勤弥祈龍顔万歳之宝算見聞随喜普結

殷↓懇？

鶏足三会之芳縁不耐懇念之至誠惶誠恐謹言、

建仁三年二月

読み下し文

笠置寺住僧等誠惶誠恐して謹言す

殊に天恩を蒙り、先例に准拠し任官の功を賜り、当寺の礼堂軒廊等造営を遂げんと請うの状

副進す（もう一通そえてだすこと）

天仁年中（一一〇八〜一一〇九年）宣旨等案三通

右謹んで案内（官庁で作成した文書の内容）を検ずるに、当寺は天智天王の御宇、第三皇子の草創する所也。石像の縁起、世を挙げて知る所なり。巖洞の勝絶、地に臨みて観るべし。

彼の良弁僧正栖息の後、実忠和尚紹隆以来、或いは龍王を眼前に降ろし、永く狭水の要路を開き、或いは神足を雲上に運び、自ら内院の勝燭（ここでは十一面観音過悔のこと）を伝う。事の奇異の跡、常篇（普通であるさま）を絶す。茲に因りて万寿（二〇二四〜二〇二七年）に則ち関白左大臣（注二）殊に渴仰を凝らし、安元（安元二年）に亦禪定犬上皇（後白河法皇）恭くも臨幸を催す。君臣の崇重古今斯くの如し。

ここに彼の五丈の石像に対するに、数間の礼堂有ると雖も、高低遠近、旁造化せず（自然の道理に合わないこと）して巡礼の客の遺恨端に多し。

今、修復の期に当り、愁なまじに新造の儀を企て、聊か彼の基趾を移し、剩あまつさえ（そのうえ）其の軒宇を上げ。土木の大功、経営幾許いくばくぞ。悦志の欲満つると雖も、猶、力の耐えざるを嘆く。

但し任官叙位の成功じょうこうを以て神社仏事の用途（要する費用）を経るは、皆是れ累代の流例也。就中、去る天仁年中、山僧永真、礼堂を経営（土地を測量して建物を建てること）するの日、材木を儲うと雖も、頗る雑事に泥するの間、忝なくも宣旨を賜い、早に大功を終う。

其の例、外に求めずとも既に此の事にあり。須く旧慣を守り、位記（位階を授ける際に発行する公文書）を申請する処、世に栄爵を推遷すること漸く軽し。若し要かなめの官頭かみわれざれば、恐らく懇望するの仁無からんか。

望むらくは天恩を請う。先例に准拠し任官の功を賜わらんことを。礼堂軒廊等の造営を遂ぐれば、朝暮、懇ろに勤め、弥龍顔万歳の宝算（たからかご）なるを祈らん。見聞随喜し、普く鶏足三会（注二）の芳縁を結ばん。懇念（心をこめて念ずること）の至りに耐えず。

誠惶誠恐謹言

建仁三年（一一〇三年）二月

注一、この時に参詣したのは道長とする説もあるが（平安遺文注）、寛仁三年（一一〇九年）三月に道長

は病で出家し、同年十二月に頼道が関白職に、治安元年（一一〇二年）七月には左大臣になって

おり、笠置寺参詣時の万寿年間には頼道の関白左大臣の名称は定着していたと思われる。

従って、この時笠置寺に参詣したのは頼道と判断する。なお万寿年間に関白左大臣が笠置寺に参拝したという記録は他には見あたらない。

注二、釈迦の弟子、迦葉は釈迦の意を受けて弥勒下生の時に伝衣を弥勒に捧げんが為、マガダ国鷄足山で禅定に入っている。弥勒は五六億七千万年後、兜率天からこの世に下生して三会の説法で釈迦の教えに洩れた大衆を救済するといわれる。